

## 令和4年第6回厚岸町教育委員会会議録

招 集	日 時	令和4年4月27日 午前10時00分	
	場 所	役場庁舎2階 大会議室	
開 会 日 時	令和4年4月27日 午前10時00分		
閉 会 日 時	令和4年4月27日 午前10時38分		
出 席 委 員	田 辺 正 保		
	濱 秀 利		
	森 脇 直 美		
	成 澤 幸 恵		
欠 席 委 員			
会議録署名	教 育 長	酒 井 裕 之	
委 員	委 員	成 澤 幸 恵	
会 議 出 席 者	事務局職員	管理課長	田 崎 清 克
		指導室長	廣 瀬 巧
		給食センター所長	小 池 裕 子
		生涯学習課長	早 川 知 記
		情報館長	川原田 恵
		海事記念館長	千 葉 隆 行
		スポーツ係長	工 藤 克 哉
		管理課長補佐	車 塚 洋
		管理課総務係主幹	若 狭 貴 也
	その他の者		

議事日程

日 程	議案番号	付 議 事 件
1		開会
2		会期の決定
3		前回会議録の承認
4		会議録署名委員の指名
5	(報 告)	
	報告第3号	教育長の報告すべき事項について【報告済】
	報告第4号	教育長の報告すべき事項について【報告済】
6	(議 案)	
	議案第13号	厚岸町奨学審議会委員の委嘱について【原案可決】
	議案第14号	厚岸町立教育研究所長の任命について【原案可決】
	議案第15号	厚岸町立教育研究所運営委員会委員の委嘱について【原案可決】
	議案第16号	湖南地区学校運営協議会委員の任命について【原案可決】
	議案第17号	湖北地区学校運営協議会委員の任命について【原案可決】
	議案第18号	厚岸町学校給食センター運営委員会委員の委嘱について【原案可決】
	議案第19号	厚岸町社会教育委員の委嘱について【原案可決】
	議案第20号	厚岸町公民館運営審議会委員の委嘱について【原案可決】
	議案第21号	厚岸情報館協議会委員の任命について【原案可決】
	議案第22号	厚岸町文化財専門委員会委員の委嘱について【原案可決】
	議案第23号	厚岸町海事記念館協議会委員の任命並びに厚岸町郷土館運営審議会委員及び厚岸町太田屯田開拓記念館運営審議会委員の委嘱について【原案可決】
	議案第24号	厚岸町スポーツ推進審議会委員の任命について【原案可決】
7		閉会

## 令和4年第6回厚岸町教育委員会

令和4年4月27日

午前10時00分開会

●教育長           ただいまから、令和4年第6回厚岸町教育委員会を開会します。これから、本日の会議を開きます。

          なお、本日の日程は、既に配付されている日程表のとおりであります。

●教育長           日程第2「会期の決定」についてであります。委員会の会期を、本日、4月27日の1日間としてよろしいですか。

(はい。の声)

●教育長           それでは、会期を本日4月27日の1日間といたします。

●教育長           日程第3、「前回会議録の承認」についてであります。令和4年3月25日に開会した第5回教育委員会の会議録の承認についてであります。会議録署名委員の森脇委員、私がそれぞれ署名済みでありますので、これを持ちまして承認とさせていただきます。

●教育長           日程第4、「会議録署名委員の指名」についてであります。本日の会議録署名委員は、会議規則第17条の規定により、成澤委員を指名いたします。

●教育長           日程第5、報告第3号「教育長の報告すべき事項について」を議題といたします。職員は、報告内容の説明をしてください。

●管理課長           ただ今上程いただきました報告第3号「教育長の報告すべき事項について」、その内容を報告させていただきます。

議案書1ページをご覧ください。

町内小中学校における学校医、学校歯科医及び学校薬剤師につきましては、学校保健安全法において配置が義務づけられていることから、令和4年4月1日付けで委嘱したものであります。

議案書2ページの別紙をご覧ください。

令和4年度の厚岸町学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の委嘱内容であります。

発令年月日は、いずれも令和4年4月1日で、発令事項、氏名などは記載のとおりであります。

なお、任期につきましては、令和4年4月1日から令和5年3月31日までの1年間となっております。

以上、簡単な説明でございますが、厚岸町学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の委嘱の報告とさせていただきます。

●教育長           内容は、厚岸町学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の委嘱についてであります。これから質疑を行います。

(ありません。の声)

●教育長           なければ、これで報告第3号を終わります。

●教育長           次に、報告第4号「教育長の報告すべき事項について」を議題といたします。職員は、報告内容の説明をしてください。

●管理課長           ただ今上程いただきました報告第4号「教育長の報告すべき事項について」、その内容を報告させていただきます。

ます。

議案書 3 ページをご覧ください。

令和 3 年度の奨学資金運用状況及び奨学生修了者並びに令和 4 年度の新規申請状況について、報告するものであります。

議案書 4 ページの別紙をご覧ください。

はじめに、令和 3 年度の奨学資金運用状況について報告いたします。

収入につきましては、前年度からの繰越金1,237万4,375円、また、令和 3 年度中の返還金293万8,875円で、収入合計は1,531万3,250円となっております。

次に、支出についてですが、貸付金が227万円で、内訳は、継続が 5 人で150万円、新規が 1 人で77万円となっており、詳細は内訳記載のとおりであります。

収入・支出を差し引きした残高は1,304万3,250円となり、令和 4 年度に繰り越しておりますが、前年度より66万8,875円、基金残高が増えております。

なお、令和 3 年度における奨学生修了者は 3 名で、内 1 名は令和 4 年 2 月末をもって自主退学しており、その時点で、奨学金の貸与は終了となっております。

また、令和 4 年度の新規申請者につきましては、4 月 26 日現在おりませんが、随時、受付をしておりますので、申請者があった際には、その都度、適切に対応してまいります。

以上、簡単な説明でございますが、令和 3 年度の奨学金運用状況等の報告とさせていただきます。

●教育長

内容は、令和 3 年度の奨学金運用状況、令和 3 年度奨学生修了者及び令和 4 年度新規申請者についてであります。

●教育長

これから質疑を行います。

●濱委員

奨学金についてですが、近年、貸与希望者が少ない傾向にあると思います。看護学校等の場合は貸与金額が一月70,000円以内で、町立厚岸病院などに勤務した場合は免除される制度になってはいますが、例えば、少子化が進んでいて、厚岸町は子供の数がかなり少ない状況の中で、今後、奨学金貸与希望者が極端に増えるということはないと思うんです。ましてや、学校を出た後、厚岸町に戻って来る人はどんどん少なくなっている現状を考えると、通常厚岸町の奨学金の貸与額は変更せずに、貸与期間終了後、3年間、町内の一般企業や役場などで勤務した際には、その分、奨学金を免除するといった、新しい形での奨学金制度をそろそろ検討する時期に来ているのではないかと思うのですが、その点、いかがでしょうか。

●管理課長

奨学金につきましては、各自治体が運用しているものの他、全国規模で行われている制度がございます。最近の情報では、ある一定の低所得の方については、奨学金として各種学校へ進学した際に貸付けたものを、返還しなくてもよいというような制度、こちらは全国的な制度についてですが、すでに運用が開始されているとも聞いております。

厚岸町におきましても、やはり、奨学金制度の一部において、私個人の見解ではありますが、不都合な部分があるのではないかと考えております。例えば、保証人の問題にしても、全国的に運用しているところでは、保証人は一切つけないで、信用保証というような形で、人としての保証ではなく、会社による保証制度に切り換えたところもあり、これによってある一定の効果を挙げている。すなわち、人と人を保証人で付けるというところが、やはり、難しい部分ではあるのかなと考えているところ

です。

また、奨学金制度につきましては、移住定住対策などといった部分とも関係してくる部分ですので、町長部局の担当課であります、総合政策課とも連携をはかりながら、今後の奨学金制度というものを検討してまいりたいと思っております。

●教育長                   ほかに質疑はありませんか。

(ありません。の声)

●教育長                   なければ、これで報告第4号を終わります。

●教育長                   日程第6、議案第13号「厚岸町奨学審議会委員の委嘱について」を議題といたします。職員は、提案理由と議案内容の説明をしてください。

●管理課長               ただ今上程いただきました議案第13号「厚岸町奨学審議会委員の委嘱について」、その提案理由と内容についてご説明申し上げます。

議案書5ページをご覧ください。

厚岸町奨学審議会委員につきましては、厚岸町奨学資金貸与条例第4条第2項の規定により7名の委員で構成されており、令和4年3月31日をもって任期満了となりますことから、新たに委員を委嘱いたしたく本議案を提出するものであります。

別に配布しております、議案参考資料3ページをご覧ください。

関係条例の抜粋と令和4年3月31日現在の委員名簿であります。委員名簿のうち、2号委員は教育関係者で、佐野委員は令和4年3月31日に定年退職、同じく沼田委員は人事異動により、両名ともに町外へ転出しております。

すことから、この2名について新たに人選し、委嘱しようとするものであります。

なお、それ以外の委員については、再任しようとするもので、全ての委員から同意を得ていることを申し添えます。

再び、議案書5ページにお戻りください。

厚岸町奨学審議会委員に委嘱しようとする者の氏名等であります。

1号委員は民生委員で、久保ますみ氏、再任であります。

2号委員は教育関係者で、福田雅人氏、再任であります。同じく2号委員、富田義宏氏、新任であります。富田氏は、太田小学校の学校長であります。

同じく、小林香織氏、新任であります。小林氏は、太田中学校の学校長であります。

続いて3号委員は識見を有する者で、室美津雄氏、中村一明氏、高橋美佐子氏、いずれも再任であります。

なお、性別、生年月日、住所等は記載のとおりですので省略させていただきます。

任期は、令和4年4月1日から令和6年3月31日の2年間となっております。

以上、簡単な説明でございますが、議案第13号「厚岸町奨学審議会委員の委嘱について」の説明とさせていただきます。ご審議の上ご承認いただきますよう、よろしくお願いいたします。

●教育長

内容は、任期満了にともなう、厚岸町奨学審議会委員の委嘱についてであります。これから質疑を行います。

(ありませんの声)

●教育長

なければ、本件を原案のとおり決定してよろしいです

か。

(はい。の声)

●教育長                   では、そのように決定いたします。

●教育長                   次に、議案第14号「厚岸町立教育研究所長の任命について」を議題といたします。職員は、提案理由と議案内容の説明をしてください。

●管理課長               ただ今上程いただきました議案第14号「厚岸町立教育研究所長の任命について」、その提案理由と内容についてご説明申し上げます。

議案書6ページをご覧ください。

令和3年4月1日付けで任命した厚岸町立教育研究所長について、人事異動に伴い欠員が生じたことから、厚岸町立教育研究所設置条例施行規則第5条の規定により、新たに所長を任命いたしたく、本案を提出するものであります。

委嘱する者の氏名であります。富田義宏氏、太田小学校の学校長であります。

性別、生年月日、住所等は記載のとおりですので省略させていただきます。

なお、任期は、令和4年4月1日から令和5年3月31日の1年間となっております。

議案参考資料の4ページには、参考として、厚岸町立教育研究所設置条例施行規則の関係条文の抜粋等を掲載しておりますので参照願います。

以上、簡単な説明でございますが、議案第14号「厚岸町立教育研究所長の任命について」の説明とさせていただきます。ご審議の上ご承認いただきますよう、よろしくお願いたします。

●教育長                   内容は、欠員による厚岸町立教育研究所長の任命についてであります。これから質疑を行います。

(ありませんの声)

●教育長                   なければ、本件を原案のとおり決定してよろしいですか。

(はい。の声)

●教育長                   では、そのように決定いたします。

●教育長                   次に、議案第15号「厚岸町立教育研究所運営委員会委員の委嘱について」を議題といたします。職員は、提案理由と議案内容の説明をしてください。

●管理課長               ただ今上程いただきました、議案第15号「厚岸町立教育研究所運営委員会委員の委嘱について」、その提案理由と内容についてご説明申し上げます。

議案書7ページをご覧ください。

厚岸町立教育研究所運営委員会委員につきましては、厚岸町立教育研究所設置条例施行規則第9条の規定により7人の委員で構成されており、令和4年3月31日をもって任期満了となりますことから、新たに委員を委嘱いたしたく本議案を提出するものであります。

別に配布しております、議案参考資料5ページをご覧ください。

関係条文の抜粋と令和4年3月31日現在の委員名簿であります。厚岸町立教育研究所設置条例施行規則第9条第1項は、本年4月1日施行で一部改正を行っており、それぞれ委員の人数を条文記載のとおり改正しております。

ます。

このため、前回委嘱した委員の数は1号委員から4号委員まで、計10人でしたが、この度、委嘱する委員の数は改正後の人数となることから、1号委員から4号委員まで、計7人となります。

議案書7ページにお戻りください。

厚岸町立教育研究所運営委員会委員に委嘱しようとする者の氏名等であります。

1号委員は校長代表で、佐藤敬喜氏、真龍中学校校長で新任であります。

2号委員は教頭代表で、佐久間勝教氏、真龍小学校教頭で新任であります。

3号委員は教職員代表で、高橋伸一氏、太田小学校教員で再任であります。同じく3号委員、八城雅彦氏、真龍中学校教員で新任であります。

4号委員は識見を有する者で、佐藤絹子氏、江幡満氏、久保ますみ氏、いずれも再任であります。

なお、性別、生年月日、住所等は記載のとおりですので、省略させていただきます。

任期は、令和4年4月1日から令和6年3月31日の2年間となっております。

以上、簡単な説明でございますが、議案第15号「厚岸町立教育研究所運営委員会委員の委嘱について」の説明とさせていただきます。ご審議の上ご承認いただきますよう、よろしくお願いいたします。

## ●教育長

内容は、任期満了にともなう、厚岸町立教育研究所運営委員会委員の委嘱についてであります。これから質疑を行います。

(ありませんの声)

●教育長                    なければ、本件を原案のとおり決定してよろしいですか。

(はい。の声)

●教育長                    では、そのように決定いたします。

●教育長                    次に、議案第16号「湖南地区学校運営協議会委員の任命について」及び議案第17号「湖北地区学校運営協議会委員の任命について」であります。議案第16号と議案第17号は、厚岸町学校運営協議会規則第8条に基づき、任期満了に伴う委員任命であることから、一括議題といたします。

職員は、提案理由と議案内容の説明をしてください。

●管理課長                ただ今上程いただきました議案第16号「湖南地区学校運営協議会委員の任命について」及び議案第17号「湖北地区学校運営協議会委員の任命について」、その提案理由と内容についてご説明申し上げます。

議案書8ページ並びに9ページをご覧ください。

厚岸町学校運営協議会規則第3条の規定に基づき、町内には湖南地区及び湖北地区に2つの学校運営協議会が設置されております。

現在の委員は、令和4年3月31日をもって任期満了となることから、同規則第8条の規定により新たな委員を任命いたしたく本議案を提出するものであります。

はじめに、議案第16号「湖南地区学校運営協議会委員の任命について」です。

湖南地区は、厚岸小学校と厚岸中学校の2つの学校で1つの協議会を設置しております。

1号委員は在籍する児童または生徒の保護者で、津田明宏氏、柿崎史裕氏、いずれも再任であります。

2号委員は所在する地域の住民で、長崎朝吾氏、越野麻美氏はいずれも再任、川口宏二氏は新任であります。

3号委員は運営に資する活動を行う者で、森脇智亮氏、福原通雄氏はいずれも再任、三間順一氏は新任であります。

4号委員は教育委員会が適当と認める者で、福田雅人氏、菅原雪子氏、いずれも再任であります。

なお、性別、生年月日、住所等は記載のとおりですので省略させていただきます。

次に議案第17号「湖北地区学校運営協議会委員の任命について」です。

湖北地区は、真龍小学校と真龍中学校の2つの学校で1つの協議会を設置しております。

各委員の区分は議案第16号の湖南地区学校運営協議会委員と同様で、1号委員は薩田翔悟氏、西口慎也氏、いずれも新任であります。

2号委員は、佐藤暁慎氏、加藤孝克氏、池田多佳子氏、いずれも再任であります。

3号委員は、金橋康裕氏、林桂介氏、佐藤雄一氏、いずれも再任、村上浩司氏は新任であります。

4号委員は、鈴木万里子氏、柴田耕一郎氏、いずれも再任であります。

なお、性別、生年月日、住所等は記載のとおりですので省略させていただきます。

任期は、両運営協議会とも 令和4年4月1日から令和6年3月31日までの、2年間となっております。

なお、湖北地区には太田小学校と太田中学校に関連する、もう1つの協議会がありますが、委員の人選に時間を要したことから、本教育委員会には議案として提出することが間に合いませんでした。

これにつきましては、次回の教育委員会で議案を上程する予定としております。

以上、簡単な説明でございますが、議案第16号「湖南地区学校運営協議会委員の任命について」及び議案第17号「湖北地区学校運営協議会委員の任命について」の説明とさせていただきます。ご審議の上ご承認いただきますよう、よろしく願いいたします。

- 教育長 内容は、湖南地区及び湖北地区の学校運営協議会の委員の任命についてであります。これから質疑を行います。

(ありませんの声)

- 教育長 なければ、本件を原案のとおり決定してよろしいですか。

(はい。の声)

- 教育長 では、そのように決定いたします。

- 教育長 次に、議案第18号「厚岸町学校給食センター運営委員会委員の委嘱について」を議題といたします。職員は、提案理由と議案内容の説明をしてください。

- 給食センター所長 ただ今、上程いただきました議案第18号「厚岸町学校給食センター運営委員会委員の委嘱について」、その提案理由と内容についてご説明申し上げます。

議案書、10ページをお開き願います。

令和4年3月31日をもって任期満了となりました厚岸町学校給食センター運営委員会委員について、厚岸町学校給食センター管理条例第4条の規定により、新たに委嘱いたしたく、本案を提出するものであります。

委嘱する者は、教員関係者は3名、識見を有する者は3名、計6名であります。

なお、氏名、性別、生年月日、住所等は記載のとおりでございますので、省略させていただきます。

任期は、令和4年4月1日から令和6年3月31日までの2年間となっております。

なお、別に配布しております、議案参考資料8ページに参考といたしまして、令和4年3月31日現在の名簿を標記しております。

以上、簡単な説明ではありますが、ご審議の上、ご承認いただきますよう、お願い申し上げます。

- 教育長 内容は、任期満了にともなう、厚岸町学校給食センター運営委員会委員の委嘱についてであります。これから質疑を行います。

(ありませんの声)

- 教育長 なければ、本件を原案のとおり決定してよろしいですか。

(はい。の声)

- 教育長 では、そのように決定いたします。

- 教育長 次に、議案第19号「厚岸町社会教育委員の委嘱について」、議案第20号「厚岸町公民館運営審議会委員の委嘱について」であります。議案第19号と議案第20号は、委員及び任期がそれぞれ同様でありますことから、一括議題といたします。職員は、提案理由と議案内容の説明をしてください。

- 生涯学習課 長 ただ今上程いただきました議案第19号「厚岸町社会教育委員の委嘱について」及び第20号「厚岸町公民館運営

審議会委員の委嘱について」、その提案理由と内容をご説明申し上げます。

議案書の11ページをご覧ください。

厚岸町社会教育委員の委嘱についてです。

現在の委員は、令和4年3月31日をもって任期満了となりますので、社会教育法第15条第2項及び社会教育委員設置条例第3条の規定により新たな委員を委嘱いたしたく、本議案を提出するものであります。

1氏名等ですが、性別、住所、職業につきましては、記載のとおりですので説明を省略させていただきます。

氏名です。

委員区分「社会教育」、金橋康裕氏、森脇智亮氏、葛西松子氏、中田美雪氏、池田多佳子氏、いずれも再任。

次に委員区分「学校教育」、福田雅人氏は再任、佐藤敬喜氏は新任です。

次に、委員区分「家庭教育」、長崎美穂氏は新任、小島郁子氏は再任、井手真由美氏は新任です。

次に、委員区分「学識経験者」、西澤和訓氏は委員区分は変わりましたが再任、河合孝芳氏は新任です。

2任期ですが、令和4年4月1日から令和6年3月31日までであります。

続きまして、議案書の12ページをご覧ください。

厚岸町公民館運営審議会委員の委嘱についてです。

現在の委員は、令和4年3月31日をもって任期満了となりましたので、社会教育法第30条第1項及び厚岸町公民館条例第6条の規定により新たな委員を委嘱いたしたく、本議案を提出するものであります。

1氏名等及び2任期につきましては、議案第19号と同様ですので、説明を省略させていただきます。

なお、別紙、議案参考資料9ページ、10ページに「議案第19号参考資料」「議案第20号参考資料」として、1提案理由、2参考法令及び関係条文抜粋、3令和4年3

月31日現在の名簿を掲載しておりますので参考としていただきたいと思います。

以上、簡単な説明でございますが、ご審議の上ご承認いただきますよう、よろしくお願いいたします。

- 教育長           内容は、任期満了にともなう、社会教育委員と公民館運営審議会委員の委嘱についてであります。これから質疑を行います。

(ありませんの声)

- 教育長           なければ、本件を原案のとおり決定してよろしいですか。

(はい。の声)

- 教育長           では、そのように決定いたします。

- 教育長           次に、議案第21号「厚岸情報館協議会委員の任命について」を議題といたします。職員は、提案理由と議案内容の説明をしてください。

- 情報館長       ただ今上程いただきました議案第21号「厚岸情報館協議会委員の任命について」、その提案理由と内容をご説明申し上げます。

議案書の13ページをご覧ください。

厚岸情報館協議会委員の任命についてでございます。

令和4年3月31日をもって任期満了となる厚岸町情報館協議会委員について厚岸情報館設置条例第7条の規定により新たな委員を任命いたしたく、本議案を提出するものであります。

1氏名等ですが、性別、住所、職業につきましては、

記載のとおりですので説明を省略させていただきます。  
氏名でございます。

委員区分「学校教育」、須藤光秋氏は「新任」。

委員区分「社会教育」、中田美雪氏、米内山法敏氏、  
いずれも「再任」。

次に委員区分「家庭教育」で、井手真由美氏、清野佳  
代氏、いずれも「再任」。

次に委員区分「学識経験者」ですが、室崎正之氏「再  
任」、寺家恭子氏「新任」、福原通雄氏、松岡秀尚氏、  
水野由紀子氏、いずれも「再任」。

2任期です。令和4年4月1日から令和6年3月31日  
までであります。

なお、別紙、議案参考資料11ページ、議案第21号参考  
資料として、1 提案理由、2 参考法令及び関係条文抜粋、  
3 令和4年3月31日現在の名簿を掲載しておりますの  
で、参考としていただきたいと思います。

以上、簡単な説明ではありますが、ご審議の上、ご承  
認いただきますよう、よろしくお願いいたします。

●教育長

内容は、任期満了にともなう、厚岸情報館協議会委員  
の任命についてであります。これから質疑を行います。

(ありませんの声)

●教育長

なければ、本件を原案のとおり決定してよろしいです  
か。

(はい。の声)

●教育長

では、そのように決定いたします。

●教育長

次に、議案第22号「厚岸町文化財専門委員会委員の委

嘱について」、議案第23号「厚岸町海事記念館協議会委員の任命並びに厚岸町郷土館運営審議会委員及び厚岸町太田屯田開拓記念館運営審議会委員の委嘱について」であります。議案第22号と議案第23号は、委員及び任期がそれぞれ同様でありますことから、一括議題といたします。職員は、提案理由と議案内容の説明をしてください。

●海事記念館  
長

ただ今上程いただきました議案第22号「厚岸町文化財専門委員会委員の委嘱について」及び議案第23号「厚岸町海事記念館協議会委員の任命並びに厚岸町郷土館運営審議会委員及び厚岸町太田屯田開拓記念館運営審議会委員の委嘱について」、その提案理由と内容についてご説明申し上げます。

議案書の14ページをご覧ください。

厚岸町文化財専門委員会委員の委嘱についてでございます。

令和4年3月31日をもって任期満了となる、厚岸町文化財専門委員会委員を、厚岸町文化財保護条例第5条の規定により新たに委嘱いたしたく、本議案を提出するものであります。

1氏名等ですが、性別、住所、職業につきましては、記載のとおりですので説明を省略させていただきます。

氏名でございます。

高橋真治氏、中嶋弘美氏、石崎恵子氏、中田由美子氏、川崎優子氏、江端満氏、川口宏二氏、福田美樹夫氏、河合孝芳氏、佐久間勝教氏は、いずれも再任であります。

2任期です。令和4年4月1日から令和6年3月31日までであります。

続きまして、議案書の15ページをご覧ください。

厚岸町海事記念館協議会委員の任命並びに厚岸町郷土館運営審議会委員及び厚岸町太田屯田開拓記念館運営審議会委員の委嘱についてであります。

令和4年3月31日をもって任期満了となる、厚岸町海事記念館協議会委員、厚岸町郷土館運営審議会委員及び厚岸町太田屯田開拓記念館運営審議会委員について、厚岸町海事記念館協議会条例第6条により新たな委員を任命、また、厚岸町郷土館条例第6条及び同条例施行規則第7条、並びに厚岸町太田屯田開拓記念館条例第6条及び同条例施行規則第7条の規定により新たな委員を委嘱いたしたく、本議案を提出するものであります。

1氏名等及び2任期につきましては、議案第22号と同様ですので、説明を省略させていただきます。

なお、別紙、議案参考資料12ページから14ページに議案第22号参考資料、議案第23号参考資料として、それぞれ1提案理由、2参考法令及び関係条文抜粋、3令和4年3月31日現在の名簿を掲載しておりますので参考としていただきたいと思っております。

以上、簡単な説明でございますが、ご審議の上ご承認いただきますよう、よろしくお願いいたします。

●教育長

内容は、任期満了にともなう、文化財専門委員会委員の委嘱と、海事記念館協議会委員の任命、郷土館運営審議会委員及び太田屯田開拓記念館運営審議会委員の委嘱についてであります。これから質疑を行います。

(ありませんの声)

●教育長

なければ、本件を原案のとおり決定してよろしいですか。

(はい。の声)

●教育長

では、そのように決定いたします。

●教育長 次に、議案第24号「厚岸町スポーツ推進審議会委員の任命について」を議題といたします。職員は、提案理由と議案内容の説明をしてください。

●スポーツ係長 ただいま上程いただきました、議案第24号「厚岸町スポーツ推進審議会委員の任命について」、その提案理由と内容についてご説明申し上げます。

議案書16ページをご覧ください。

厚岸町スポーツ推進審議会の委員につきましては、第1号委員として学識経験者と、第2号委員として関係行政機関の職員から選任することとなっています。

この度、令和3年10月1日付けで任命した厚岸町スポーツ推進審議会委員のうち、2号委員の1名について、定年退職の理由により欠員となり、厚岸町校長会より新たな1名の推薦があり、スポーツ基本法第31条並びに厚岸町スポーツ推進審議会条例第4条及び第6条の規定により、前任者の残任期間を補欠委員として任命いたしたく、本案を提出するものであります。

任命する委員であります。1氏名等は、氏名は富田義宏氏、性別、生年月日、住所は記載のとおりで、職業は太田小学校校長であります。

2任期につきましては、令和4年4月1日から令和5年9月30日であります。

以上、簡単な説明ではございますが、ご審議の上ご承認いただきますよう、よろしくお願いいたします。

●教育長 内容は、欠員による厚岸町スポーツ推進審議会委員の任命についてであります。これから質疑を行います。

(ありませんの声)

●教育長 なければ、本件を原案のとおり決定してよろしいです

か。

(はい。の声)

●教育長                   では、そのように決定いたします。

●教育長                   その他、総体的に何かございますか。

(ありませんの声)

●教育長                   以上で、本日の会議日程は全て終了しました。  
これをもちまして、第6回教育委員会を閉会します。